

5 川ま庶第 1 4 3 8 号
令和 5 年 9 月 5 日

関係課長様

まちづくり局単価委員会

まちづくり局が発注する工事における川崎市工事契約約款
第 2 6 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について（通知）

まちづくり局が発注する工事の工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用については、財政局より送付された平成 20 年 6 月 26 日付け 2 0 川財契第 2355 号「川崎市請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の取り扱いについて」、まちづくり局で定めた令和 5 年 9 月 5 日付け 5 川ま庶第 1436 号「工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用マニュアル（案）（営繕工事版）令和 5 年 9 月」、及び、下記の取り扱いを付け加えることにします。

1 施行日 令和 5 年 9 月 5 日

2 対象工事

- （1）2 ヶ月以上ある工事。
- （2）当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の価格が請負金額の 1 % を超えて変動している工事。

3 対象材料

- （1）鋼材類
 - ・鉄骨（BH 鋼材等、見積を採用している材料は除く）
 - ・鉄筋（高強度せん断補強筋等、見積を採用している材料は除く）
 - ・ボルト類
 - ・スクラップ
 - ・鋼管杭
- ＊鉄骨階段、鋼製手摺など見積による鉄骨加工製品で、鋼材の種類・数量が明確なものは対象とする。
- ＊軽量鉄骨壁下地・天井下地、カーテンレール・タラップ等は対象外とする。
- ＊鋼製建具・アルミニウム製建具・ステンレス製建具は対象外とする。
- ＊プレハブ工事の鋼材は対象外（基礎の鉄筋は対象とする。）
- ＊鋼製矢板、フェンス、鋼材を一部にしか含まないコンクリート二次製品等は対象外とする。

- (2) 燃料油 ・建設発生土運搬、仮設材運搬を対象とする。
 ・鉄骨造建築物の鉄骨建方、鉄骨運搬を対象とする。
 *鉄筋運搬、型枠運搬、コンクリートポンプ運転、土工機械運転は市場単価なので対象外とする。
- (3) アスファルト ・舗装工事のアスファルト材は対象とする。(見積を採用している材料は除く)
- (4) コンクリート ・レディーミクストコンクリート(生コン)を対象とする。
 (見積を採用している材料は除く)
 ・型枠は市場単価なので対象外とする。
- (5) その他 ・見積及び市場単価を採用している材料は、原則として、対象外とする。

4. 対象数量

- (1) 価格上昇時は原則、発注者の設計図書の数量とする。ただし、受注者が購入価格・購入先・購入時期・購入数量・搬入現場名等について証明できない場合は、対象外とする。
- (2) 価格下落時は原則、発注者の設計図書の数量とする。なお、受注者から証明が得られない場合は、工程表及び材料搬入報告書により搬入・購入月を推定し、これをもって決め、設計図書の数量を対象数量とする。

5. 価格の決定方法

- (1) 価格変動前の価格は、設計時における単価とする。
- (2) 価格変動後の価格は、原則として施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格とする。ただし、対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格とする。ここでの実勢価格とは、当該月の刊行物等の価格とする。
- (3) 実際の購入価格が実勢価格より安価な場合は、原則として、実際の購入価格を採用する。